

小中一貫教育における効果的な教育課程編制のあり方

—義務教育学校制度創設との関係と鹿児島県における課題—

大坪 治彦 [鹿児島大学教育学系(附属教育実践総合センター)]

奥山 茂樹 [鹿児島県教育庁]

The curriculum in new unified schools from elementary to junior high school

OHTSUBO Haruhiko · OKUYAMA Shigeki

キーワード：小中一貫教育、義務教育学校、教育課程、鹿児島、中央教育審議会

1. はじめに

筆者の1人である大坪は、平成26年6月まで文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会委員として、これからの義務教育におけるいわゆる小中一貫教育のあり方についての議論に参画する機会を得た。同教員養成部会は、基本的には我が国における教員養成のあり方について審議する部会であるが、その部会が小中一貫教育のあり方の議論に加わることの意味は、中高一貫の中等教育学校の制度創設のときと異なり、小学校免許と中学校免許というこれまでの教員免許制度の根幹にも関わる部分があるからである。

すなわち、中等教育学校における中学校教員免許と高等学校教員免許は、開放制の原則の下に大学の一般学部での課程認定が可能であり、多くの教科で学生たちは中学校と高等学校の両免許の併有がさほど困難ではない。一方、幼稚園や小学校の教員免許は教員養成課程を設置した大学や短期大学の学部等で認定されているため、一般学部でのそれらの免許取得は原則的には不可能である。したがって、今回の小中一貫教育のあり方を巡っては、この教員養成段階での制度設計と無縁ではないのである。

こうした経緯のもと、改正学校教育法が成立し、平成28年度からこの小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が創設されることになり、市区町村教育委員会の判断で既設の小学校や中学校などを「義務教育学校」に変更できるようになった。中央教育審議会の審議経過にも明らかなように、種々の議論を経て、最終的には「義務教育学校」は新たな学校の種類として法律上明記されるとしても、中等教育学校同様、その学校種に対応する「義務教育免許」といった免許の制度は創設されず（筆者の一人である大坪は委員として「義務教育免許」創設の必要性を発言していた）、学習指導要領についても既存の小学校や中学校のものを活用することとなった。

一方、この義務教育学校は、義務教育期間の9年間の一貫教育の学校として、従来の「6・3制」という小学校と中学校の区切りを、例えば「4・3・2制」や「5・4制」といった多様な区切りを可能にしている。また、義務教育学校という名称から単一の敷地や校舎群が想起されやすいが、実際には、学習指導要領との関係において、小学校段階に相当する前期課程と、中学校段階に相当

する後期課程に分かれ、その設置形態は、前期課程と後期課程が同一の校舎群となる「施設一体型」、前期課程と後期課程等の校舎が別々の場所にある「施設分離型」に大別される。

これらのことは、義務教育学校においては既存の小学校・中学校それぞれの学習指導要領に依拠するとしても、どのように具体的な教育課程を編成・実施するかによって、その学校教育としての具体がそれぞれ大きく異なることも予想されることである。

本稿は、この問題意識のもと、前半（「1. はじめに」、「2. 現状の何が問題とされて、小中一貫へのか—中教審で議論されてきたもの—」）を大坪が担当し、中央教育審議会の議論を振り返りながら、新しい学校教育のあり方として本年4月からスタートする義務教育学校の教育課程編制上の課題について概観することとし、後半（「3. 鹿児島における小中一貫教育をどう考えるか」、「4. 鹿児島県におけるこれまでの小中一貫教育の実践」）を教育行政の立場から奥山が、この義務教育学校の制度開始時における鹿児島県のこれまでの「小中連携教育」の実践を踏まえながら、鹿児島県における小中連携教育における教育課程編制の先行事例を紹介しながらあらためて課題を論じ、最後（「5. おわりに」）に再び大坪が鹿児島県においてこの「義務教育学校」導入の意義と可能性について論じることとする。

2. 現状の何が問題とされて、小中一貫へのか—中教審で議論されてきたもの—

この小中一貫教育という義務教育学校制度の創設は、教育基本法ならびに学校教育法の改正という大きな教育改革の中に位置付いていることに留意すべきである。これらの改正によって、義務教育の目的・目標規定の新設が行われ、近年の教育内容や教育方法の量的・質的充実への対応が図られているのである。すなわち、義務教育学校という新たな学校制度の創設は、義務教育の果たすべき役割の確認が背景にあることは重要なことである。義務教育が本来果たすべき目的や、急速に発展・変動する社会において学校はいかにあるべきかを考えたとき、学校制度そのものにメスを入れることで新たな可能性を引き出そうとしているのである。

小中一貫教育における教育課程の編制は、小中一貫教育の良さを活用するものでなければならぬのは当然であるが、中央教育審議会がどのような問題意識を持って議論してきたのかを振り返ることは重要であると考えられる。すなわち、その新たに編制される教育課程が、議論されてきたこれまでの小学校と中学校という区切りの中で生じた種々の問題に対する解決を志向するもののはずだからである。

①発達加速現象

Fig.1は、児童生徒の身体の成長をその身長と体重で昭和23年（1948年）と平成25年（2013年）で比較したものであるが、いわゆる発達加速現象により、この間の65年間で8歳以下の年少児であっても15歳前後であっても、約2年間程度発達が早くなっていることを見て取れる。現在の小学校5年生は65年前の中学1年生の体格を呈しているのである。身体各部の成長の状態が、精神的なものの発達と軌を一にすると単純に考えることは危険であるが、第2次性徴期の前傾化も間違いなく進んでおり、この成長加速は学校教育のあり方にとっても重要な問題である。

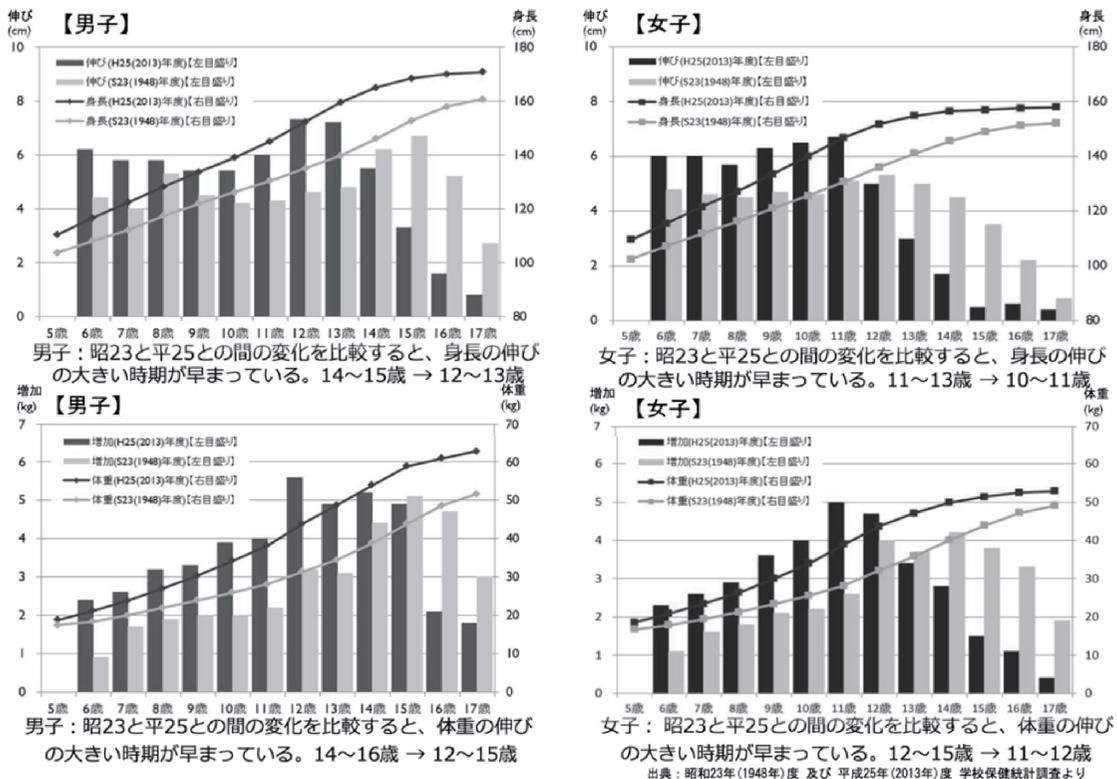


Fig. 1 児童生徒の身体の成長における発達加速 (中教審配付資料より転載)

② 「中1ギャップ」と中学校における生徒指導上の諸問題

Fig.2 に示したように、種々の統計において、我が国では不登校児童生徒が中学1年生から飛躍的に増大することがしばしば報告される。昨今の生徒指導上の大きな課題として、不登校児童生徒の増加といじめの問題が挙げられるが、いじめの問題においても、Fig.3 に示したように、中学校1年生の問題がクローズアップされる。さらに、Fig.4 に示したように、暴力行為においても、中学校になると急に増大している。

こうした生徒指導上の諸問題の解決は学校現場において喫緊の課題であるが、それらのほとんど全てが、中学校から急激に増大しているのである。この現象は「中1ギャップ」と呼ばれているが、小学校の学級担任制から中学校の教科担任制への移行をはじめ、部活動の開始等、小学校と中学校の制度的な大きな変化が児童生徒に大きな影響を与えるとされている。

③ 学力不振の問題

中学校における学力不振生徒の増加も、中学校における生徒指導上の諸問題同様、さまざまな報告がある。Fig.5 は、ある県における調査データであるが、授業が「よくわかる」と回答した生徒の割合は小学校3年生から6年生にかけて確かに緩やかな減少傾向にあるが、小学校6年生から中学校1年生にかけて半減してしまう。一方、授業が「わからないことが多い」と回答した生徒は、同時期に2倍以上になり、中学校3年生では全体の3割近くの生徒が「わからないことが多い」あ

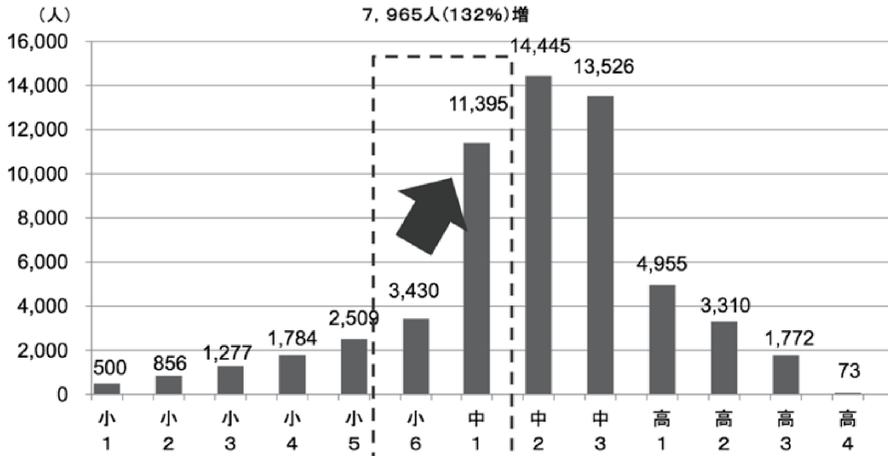


Fig. 2 不登校の増加と中1ギャップ (中教審配付資料より転載)

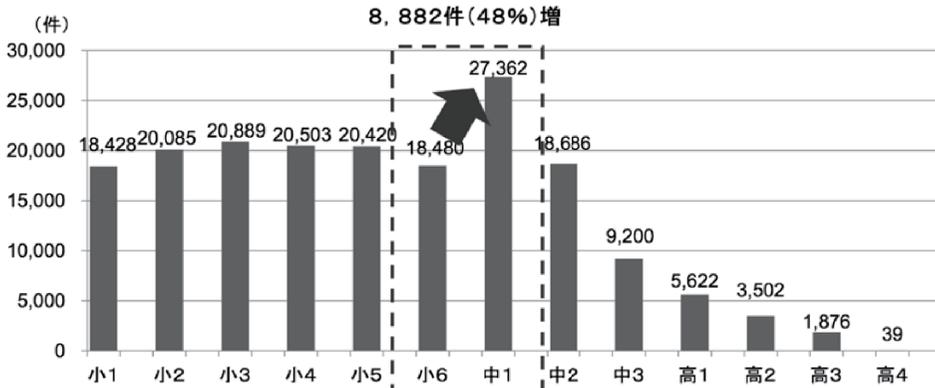


Fig. 3 いじめ認知件数と中1ギャップ (中教審配付資料より)

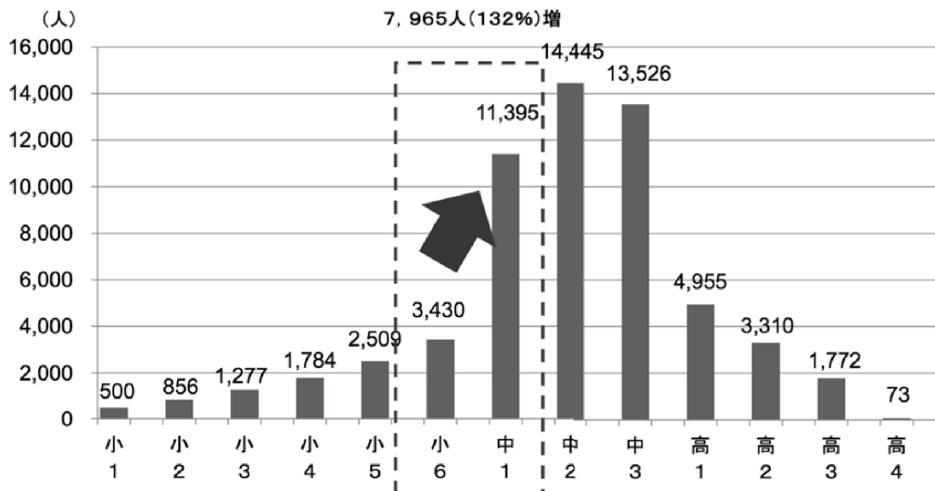


Fig. 4 暴力行為発生件数と中1ギャップ (中教審配付資料より転載)

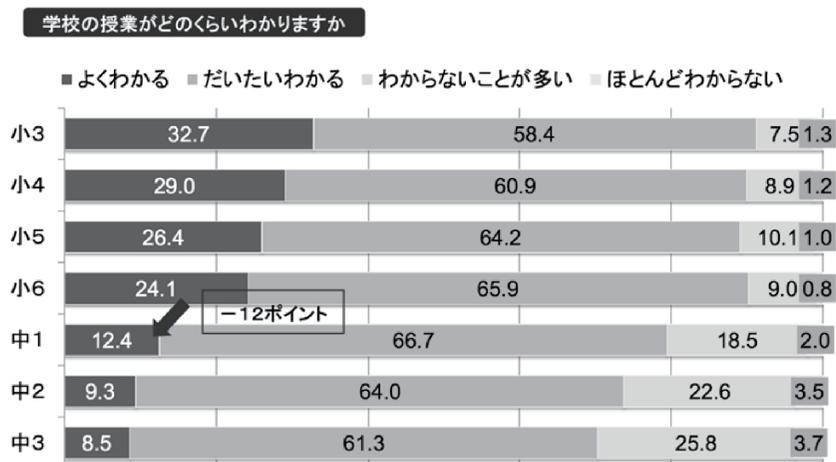


Fig. 5 学校の授業の理解度と中1ギャップ (中教審配付資料より転載)

るいは「ほとんどわからない」と回答している。このように「中1ギャップ」は、生徒指導上の問題だけでなく、学力不振の問題にもあてはまる。

このことは、「学力の不振が種々の行動問題の引き金になる」といわれるように、生徒指導上の諸問題の根幹にこの「授業がわからない」という問題があるとも考えることもできるのである。すなわち、新たな枠組みのもと適切な教育課程の編制が、学力の向上と生徒指導上の問題の抑止という両方の目的を果たす可能性があると言えるのである。

3. 鹿児島における小中一貫教育をどう考えるか

鹿児島には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、近代日本をリードした歴史、更には伝統的な地域の教育力が残っているが、何を守り、何を変えなければならないのが今、問われている。良きものは受け継いでいく一方、時代の流れとともに機能しなくなっているものは、その原因や環境を見極めながら課題解決のための抜本的な対策を講じる必要がある。

このような中、平成28年4月から義務教育学校の設置が可能となる。現段階では、教員免許及び学習指導要領を現在のものを活用するが、小中一貫教育の学校として、「5・4制」や「4・3・2制」などの弾力的な区切りとともに、「中1ギャップ」の解消や柔軟な教育課程の編成が可能となり、子供の発達に応じたより適切な指導ができるようになると思われる。

今こそ子供たちにより豊かな教育を提供するために、教育委員会や学校が自ら研究・研鑽に努め、それぞれの実態に応じた質の高い教育を推進していく必要がある。

また、同答申によると、小中一貫教育の現状と課題として次の4点が挙げられている。

- ・小中一貫教育の取組は全国的に広がり、今後更なる増加が見込まれる。
- ・現在行われている小中一貫教育の取組内容や進捗状況は、教育課程の連続性や教員の指導体制、施設形態、校長の体制等の点において極めて多様である。
- ・小中一貫教育の実践校のほとんどが顕著な成果を認識しており、その内容は学力向上、「中

1ギャップ」緩和，教職員の意識・指導力向上など多岐にわたる。その一方，教員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。

- ・小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

答申を踏まえ，鹿児島県における現状や課題について以下述べたい。

4. 鹿児島県におけるこれまでの小中一貫教育の実践

①学校の状況

現在小中一貫教育が実施されている本県の学校の状況について，開始時期，校舎型，区切り，その他の取組の4点から整理すると，Table 1 のとおりである。

②鹿児島県教育委員会の取組

鹿児島県の教育環境や教育課題の特徴として次の5点が挙げられる。

- ・ 離島へき地の学校の占める割合
- ・ 小中併設校
- ・ 12学級未満の小規模校
- ・ 教科担当教員1人の学校
- ・ 「中1ギャップ」への対応
- ・ 小・中学校の教員免許併有率

これらの特徴や各市町村教育委員会の状況を踏まえ，本県では，県総合教育センター，鹿児島大学，薩摩川内市と連携し，小中一貫教育推進事業における指定地域の取組を以下のように設定した。

- (1) 小中一貫教育指針の検討・策定
- (2) モデル地域（6市町）の実践研究をもとにした「実践事例集」の作成
- (3) 小中一貫教育に係る教員研修モデルプログラムの開発（教育センター，大学との連携）
- (4) 小中免許併有の周知・促進（大学との連携）
- (5) 小中の交流人事の促進

また，県教委，モデル6市町，薩摩川内市，県総合教育センター，鹿児島大学の参加の下，県小中一貫教育推進協議会を年3回程度実施するとともに，県小中一貫教育シンポジウムを開催し，県

Table 1 鹿児島県内における小中一貫教育の実践例

	南さつま市立 坊津学園小・中学校	薩摩川内市立 全小・中学校	長島町立 獅子島小・中学校
開始時期	H25/H22	H21/H18	H25
校舎型	一体型	分離型	一体型
学年区切り	4-3-2	4-3-2	6-3
特色ある取組	コミュニティスクール 小中合同行事	「ふるさとコミュニケーション科」 小学校英語 行事を通じた交流活動	幼小中合同行事 縦割りグループによる給食・清掃 行事

大坪 治彦・奥山 茂樹：小中一貫教育における効果的な教育課程編制のあり方

内市町村・学校への成果普及を図り、小中一貫教育の取組の充実・拡大を目指している。

③モデル地域6市町の取組の概要

○ いちき串木野市

- ・ モデル校2地区（2中3小）
- ・ 英語教育に重点をおいた一貫カリキュラムの作成
- ・ 中1ギャップの解消（不登校解消，生徒指導の共通実践）
- ・ 相互乗り入れ授業等の工夫，一貫教育組織マネジメント等

○ 南さつま市

- ・ モデル校2地区（2中3小）
コミュニティースクールを基盤とした一貫教育（H28 までに全域で）
- ・ カリキュラム作成等，施設分離型から一体型に移行した既存の小中一貫校の成果活用
- ・ 中1ギャップの解消，乗り入れ授業（英語教科化への対応）等

○ 鹿屋市

- ・ モデル校2地区（2中2小）
- ・ コミュニティースクール（導入予定）を基盤とした一貫教育の取組
- ・ 既存の小中一貫校の成果の活用
- ・ 英語教育の教育課程特例校の成果を生かした一貫カリキュラムの作成

○ 東串良町

- ・ 全域モデル校（1中2小）
- ・ 英語教育に重点をおいた一貫カリキュラムの作成
- ・ 教員研修の在り方や学力向上への協働的取組の手法の開発
- ・ 相互乗り入れ授業の促進，テレビ会議システムの活用等

○ 南種子町

- ・ 全域モデル校（1中8小）
- ・ 学び（学習意欲，学力向上，学習の系統性等），育ち（いじめ防止，学習習慣，体力向上等），人（地域・教員間等）のつながりを意識した連携の見直し
- ・ 小中一貫に生かす学校評価等

○ 奄美市

- ・ 全域モデル校（1中1小）
- ・ 併設校における小中一貫教育推進モデルの提案
- ・ 自然遺産等の地域教育素材を生かした小中一貫教育
- ・ 中1アクションプラン（中1ギャップの解消）の充実，乗り入れ授業等

⑥薩摩川内市教育委員会の取組

a. 薩摩川内市の学校教育

薩摩川内市では，全中学校区（14校区）において，「連携型」小中一貫教育を推進している。「ふ

るさとを愛し、心豊かにたくましく生きる薩摩川内の人づくり」を基本目標に、未来をたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進し、「豊かな心」、「確かな学力」、「たくましい体」をはぐくむ中核として小中一貫教育を据え、児童生徒の交流活動や教職員による授業交流、ふるさと・コミュニケーション科などに取り組んでいる。

また、小中一貫教育を推進するにあたり、幼稚園や家庭・地域との連携、さつませんだい学校応援団、わくわく薩摩川内土曜塾、コミュニティースクール、鹿児島純心女子大学の高等教育機関との相互連携を図っている。

b. 「連携型」小中一貫教育の歩み

(1) 第1段階 (H18.4.1 ~ H21.3.31)

H16.11 全中学校区で「小中連携」を推進

H18.3 「薩摩川内小中一貫教育特区」として内閣府から認可

H18.4 3中学校区で「連携型」小中一貫教育をモデル的に推進

(2) 第2段階 (H21.4.1 ~ H24.3.31)

H21.4 市内の16中学校区で「連携型」小中一貫教育を推進(文科省「教育課程特例区認定」)

H21.4 ~ 各中学校区実践発表会を開催

(3) 第3段階 (H24.4.1 ~)

H24.4 文科相再認可ふるさと教育の充実

H24.10 小中一貫教育を支える「さつませんだい学校応援団」の組織化

H25.8 第1回小中一貫教育研究会の開催(全体シンポジウム)

H26.8 第2回小中一貫教育研究会の開催(講演)

H27.7 第3回小中一貫教育研究会の開催(パネルディスカッション)

c. 「連携型」小中一貫教育のねらうもの

薩摩川内市に於いて、小中一貫教育導入前の課題として、中学入学後の不登校の増加や学習意欲の低下など、いわゆる「中1ギャップ」が課題であるとともに、小中学校の教員の指導観や学力観、教育観の相違がみられた。

そこで、「連携型」小中一貫教育を導入することにより、小中学生の交流活動や、小中学校教員の授業交流を通して、次のような効果を期待した。

- ・ 小学生へは、中学生へのあこがれを持たせ、中学校生活への意欲を高める。
- ・ 中学生へは、小学生への優しさや思いやりの発揮を通して、リーダーシップ力を高め、自分への自信を持たせる。

Table 2 文部科学省の教育課程特例校として、認可を受けた授業時数

小学校		中学校	
年間授業時数		年間授業時数	
低学年	10	全学年	140
中学年	25		
高学年	35		

大坪 治彦・奥山 茂樹：小中一貫教育における効果的な教育課程編制のあり方

・ 教員は、相互に協力し学び合うことで、自らの教育観をより豊かにし指導力の向上を図る。
そして、児童生徒に対しては、中1ギャップの解消として、不登校や問題行動等の減少、学力の向上に、教員に対しては、小中連携の強化、豊かな教育観づくり、指導力の向上を目指した。

d. 「連携型」小中一貫教育の内容

教育課程編制にあたっては、6・3制に4・3・2制のよさを生かすよう次の点に留意した。

- ・ 小・中学校の系統性を踏まえた年間指導計画の作成
- ・ 小・中学校の多様な交流活動の工夫（小小交流、後期交流など）
- ・ 中期の交流活動の重複
- ・ 小・中学校教員の授業交流の活発化

また、交流活動の充実を図るため、3つの柱を設定した。

(1) 6・3制に4・3・2制のよさを生かす交流活動の充実（中期に焦点を当てる）

【前期】（小1～小4）

- ・ 基礎・基本の定着
- ・ 学習習慣の形成
- ・ 基本的生活習慣の確立

【中期】（小5～中1）

- ・ 基礎・基本の徹底
- ・ 学習意欲の向上
- ・ 小中学校間における児童生徒・教員の交流

【後期】（中2～中3）

- ・ 基礎・基本の徹底と自主学習の習慣化
- ・ 個性の伸長
- ・ 適切な進路選択

(2) 新教科「ふるさと・コミュニケーション科」の充実

自分の「ふるさと」（人々、自然、歴史、文化等）を素材に学習することを通して、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思い、ふるさとに尽くす心を育むとともに、異年齢集団で学び合い、地域の人々と交流を深めたり、ふるさとについて発信したりする中で、豊かな表現力やコミュニケーション能力等を高めることをねらいとしている。

(3) 小学校英語活動の充実

e. 「連携型」小中一貫教育の成果等

(1) 子供の姿

- ・ 小学生は、中学生との交流活動を通して、優しくアドバイスしてくれる中学生にあこがれを持ち、中学校生活への意欲を高めている。
- ・ 中学生は、小学生に優しく助言したり、教えたりすることで、リーダーシップを発揮し自信を深めている。

Table 3 中学校生徒の不登校出現率(生徒数比百分率)

	H22	H23	H24	H25	H26
全国	2.73	2.64	2.56	2.69	2.89
鹿児島県	2.68	2.68	2.65	2.85	2.89
薩摩川内市	1.90	1.89	1.44	1.57	1.56

- ・ Table 3 の通り、不登校生徒が減少している。特に中1生徒の不登校数は少なく抑えられている。

子供の主な感想を次に示す。

- ・ 中1年生の発表がとても分かりやすかったので、中1年生みたいに上手に発表したいです。
- ・ 中学校の先生から毛筆のコツをならい、上手になりました。
- ・ 小学生が、「説明が分かりやすかった」と言ってくれて、自信になりました。

(2) 教員の姿

小中教員と一緒に指導案等を作成するなど、小中合同の研修会や各教科等部会が充実するとともに、小中教員相互の信頼感が深まった。

f. 今後の課題と方向性

- (1) 授業交流の更なる充実
- (2) 転任教員の意識の啓発
- (3) 「さつませんだい学校応援団」の充実
- (4) 学力向上に向けた各中学校区での共通実践（特に活用する能力の育成）
- (5) 「共通性と独自性」による連携
- (6) コミュニティスクールの推進
- (7) 東郷地域に義務教育学校の開校（平成31年度）

f. まとめ

以上の状況を総括すれば、いわゆる「中1ギャップ」の緩和に関連する成果や教職員の意識改革に関わる事項について大きな成果が見られている。一方、小中学校の教員の協働体制の構築や新しい学校文化の創造、教職員の負担の軽減・多忙感の解消、研修・打合せ等の時間の確保、新しい赴任者へのサポート体制などのスムーズに運営していくための課題等、小中一貫教育を推進する上で解消を図っていくべき課題も見られる。

また、各地域において取り組まれている小中一貫教育は極めて多様であり、小中一貫教育の導入を希望する市町村が取組を行いやすくするための環境整備を図っていくことが今後ますます重要である。

これらの課題を克服し、小中一貫教育を推進するためには、小中学校の教員が人間的な交流を深め、小中一貫教育の在り方や展望について議論を尽くすことはもちろん、県の教育行政としても各市町村教育委員会や学校とより一層連携を深め、実践的な研究を進めていくことが必要であると考

える。

5. おわりに

小中一貫教育の一つの形として義務教育学校の制度が始まった。このことは、第2次大戦後の種々の教育改革の中でも大きな変革の一つである。第2次大戦後70年以上続いたいわゆる6・3制の義務教育に6・3の区切りに限定しない義務教育学校導入は、一気にすべての小中学校が変容するわけではないが、大きな変革である。

中央教育審議会は平成9年に、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒の個性をより重視した教育の実現を目指すために「中高一貫教育」を導入することが適当であるとする答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』（『第二次答申』）を提出した。この答申を受けて、法整備がなされ、中高一貫教育である中等教育学校が設置されたのであるが、このときの議論を振り返ってみると、生徒の個性の伸長を図るための、「多様な選択肢」という視点が明らかであった。

今回の義務教育9年間の大きな制度改革の議論の大きな特徴は、現行の制度とその教育成果に対する「大きな危機感」があった。学習意欲の低下を背景とした学力低下の問題や不登校の増加や生徒指導上の諸問題の増加と複雑化等々である。ある意味では、現行の6・3制の制度疲労が論じられてきたようにも思う。したがって、中高一貫教育の導入時にはさほど問題にされなかった教員免許の問題や学年区切り、教科垣の問題など、多くが6・3制の制度の中での縛りとの戦いであった。こうした議論の経緯や背景を考えたとき、今回の義務教育学校における「教育課程」編制の弾力化が持つ意味は極めて大きいものがある。総合的学習の導入で企図された「学校の個性化」が期待できるものにもなっていることに注目したい。そして、それは一方で、どういう教育課程が編制されるのかこそが義務教育学校の成否を決定づけるとも考えられるのである。

鹿児島県では、本論文でも奥山が紹介しているように、小中一貫教育あるいは小中連携教育の種々の先行実践事例が積み重ねられてきた。そこにはまさに鹿児島県ならではのものも少なくない。獅子島小中学校のように、事実上、幼小中一貫校として機能している学校もあり、離島へき地を中心に小学校に幼稚園が併設され小学校校長が園長を兼ねている場合が少なくない本県では、このことも「教育課程」の観点からもさらに検討されるべきことである。また、少子化や過疎化の流れもあり、学校の統廃合が進むなか、小中一貫校へのシフトが意味するものも少なくない。学校の小規模化に伴う教員マンパワーの不足の問題に一石を投じる可能性も感じている。中学校の統廃合をする方策のみが教科垣不足の問題を解決するのではなく、小学校との一体化によって教員マンパワーの一定の確保も考えられる。また、複数の小規模小学校が統合しなくても、1つの中学校との連携型一貫教育校のそれぞれのキャンパスとして設置され、そのことが従来から実施されていた小規模校同士の連携教育（合同教育や合同行事）に教育課程上の根拠を明確に示すことも可能になる。いずれにせよ、本県のような地理的環境による種々の問題を抱える地域における義務教育のあり方についてきわめて検討すべき課題が提起されたのである。

【参考文献】

文部科学省中央教育審議会 (2014) 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について (答申)」

文部科学省初等中等教育局 (2014) 「小中一貫教育等についての実態調査の結果」, 中央教育審議会
初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会 (2014.9.19) 配付資料

文部科学省初等中等教育局 (2014) 「小中一貫教育の制度設計の基本的方向性 (論点メモ)」, 中央教育審議会初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会 (2014.9.26) 配付資料

文部科学省国立教育政策研究所 (2013) 「平成 25 年度全国学力・学習状況調査報告書 クロス集計」

薩摩川内市教育委員会 (2015) 小中一貫教育リーフレット

高橋 興 (2014) 「小中一貫教育の新たな展開」, ぎょうせい